

税関関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

- 1．港湾の深夜及び早朝等における利用を促進し、我が国の国際物流機能を強化するため、一定の要件に該当するものとして地方公共団体が届け出た区域内の保税地域に置かれた貨物についてその2分の1を軽減されている臨時開庁承認手数料の額を、特例輸入者が輸入しようとする貨物に係る輸入許可を求める場合等について、更に2分の1を軽減することとする。(第6条関係)
- 2．平成19年7月1日から施行することとする。